

地方自治法第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者監査の結果について、次のとおり公表する。

令和5年11月2日

開成町監査委員 田中 章
同 吉田 敏郎

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

- 1 監査実施日
令和5年9月26日（火）
- 2 監査実施者
開成町監査委員 田中 章
吉田 敏郎
- 3 監査対象施設
あしがり郷「瀬戸屋敷」（開成町金井島1336番地）
- 4 施設の指定管理期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
- 5 施設の指定管理者
（株）オリエンタルコンサルタンツ
神奈川事務所長 根岸良和
- 6 監査内容
指定管理者の指定、施設の管理運営に関する監査を関係書類及び実地調査により実施した。
- 7 監査意見
指定管理施設に関する基本協定書及び年度協定書に基づく施設の利用等に関する業務及び施設の運営管理に関する業務は、適正に行われている。また、利用者の満足度調査の実施や苦情・意見等を聞く体制が整備されている。
さらに、指定管理者は「瀬戸屋敷」の機能を活用した様々な自主事業を実施するなど、その結果として施設利用者数は令和2年度、3年度のコロナ禍の時期の低迷状況を脱却し増加となり、令和4年度の指定管理業務を含む全体収支は、剰余金を生み出すこととなった。
これらのことから、住民サービスの向上と経費の縮減を図る指定管理制度を瀬戸屋敷に導入している意義が十分認められる。

『監査対象資料』

- ① あしがり郷「瀬戸屋敷」の管理に関する基本協定書(令和2年3月23日締結)
- ② あしがり郷「瀬戸屋敷」の管理に関する年度協定書
- ③ 事業計画書、事業報告書、収支決算書
- ④ その他参考資料